

2023年8月15日

株主各位

琉球セメント株式会社
沖縄県浦添市西洲二丁目2番地2
代表取締役社長 喜久里忍

株券を発行する旨の定款の定めを廃止に関する公告

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は2023年6月16日(金)開催の第64期定時株主総会において、当社が発行する株式のすべてについて株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案が承認されましたので、会社法第218条第1項の規定により、下記事項を公告いたします。

記

1. 当社の株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
2. 上記1の定款変更は、2023年9月1日(金)に効力が発生します。
3. 当社が発行しているすべての株券は、上記2の日をもって無効となります。

株券不発行会社になりますと、発行済みの株券はすべて無効となりますが、株主様の有する株式の権利そのものは、これまでと変わりはありません。株主様におかれましては、今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使いただくこととなります。

また、株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求手続きに際しては、譲渡人様と譲受人様が共同して名義書換請求をしていただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。

以上

【本件についてのお問い合わせ窓口】

琉球セメント株式会社 総務部総務課 担当:東江、座喜味、安慶名

TEL: 098-870-1080 FAX: 098-870-1083